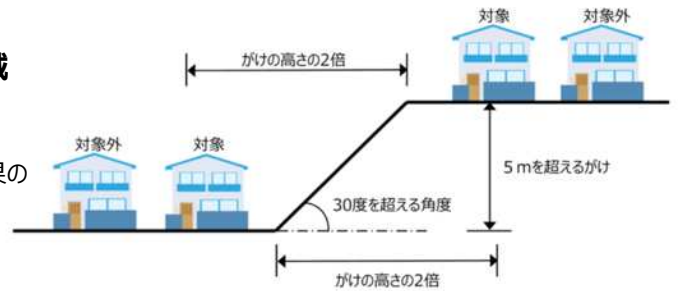


がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり等の危険から住民の安全を守るため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅（既存不適格住宅等）の移転を行う方に補助金を交付します。

1. 対象地域

- (イ) **災害危険区域**（新潟県建築基準条例第6条第2号）
（急傾斜地崩壊危険区域及び個別指定区域（地すべり、土石流、雪崩））
- (ロ) **がけ地区域**（新潟県建築基準条例第8条）
→ 設計者等に確認ください。
- (ハ) **浸水被害に関する建築制限を定めた地区計画の区域**
- (ニ) **土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）**
（新潟県HP「土砂災害警戒区域等の指定状況及び基礎調査結果の公表状況」から確認できます。）
- (ホ) **浸水被害防止区域**
- (ヘ) **(二) に指定される見込みのある区域**
- (ト) **過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域**



< (ロ) がけ地区域 >

2. 対象住宅

以下に該当する危険住宅が、補助の対象となります。

- **既存不適格住宅（上記（イ）～（ニ）が対象）**
- **許可基準に適合しない既存住宅（上記（ホ）が対象）**
- **移転勧告、是正勧告、避難指示等が発令された住宅（上記の全対象地域が対象）**
※ただし、避難指示に関しては発令後6か月が経過している住宅が対象となります。

3. 補助の内容

区分	補助対象	限度額
除却費	危険住宅の除却費 ※家具、外構、植栽、車庫等は対象外	下記のうち金額の少ないもの ・木造住宅 3万3千円×床面積 ・非木造住宅4万7千円×床面積 ・施工業者の見積金額
引越費用等	引越費用、仮住居費など	1戸あたり 97万5千円
建物助成費 (建設・購入・改修)	移転先住宅の建設又は購入（土地の取得を含む。）及び改修に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用	1戸あたり 421万円 〔 建物 325万円 土地 96万円 〕

※危険住宅の除却等や移転先住宅の建設・購入・改修については、年度内に完了させる必要があります。

（工事に関する契約や工事着手は、補助金交付決定後となりますのでご注意ください。）

※建物助成費のみの補助は、対象となりません。

※原則、移転を行う前年度の7月までに事前協議を行う必要があります。

4. 手続きの流れ

前年度 7月	①事前相談	移転内容、スケジュール等の確認を行います。 ・移転事業に関する資料提出あり
当年度 4～5月	②移転事業の認定	移転事業の認定申請を提出して適合の場合、移転事業が認定されます。
6月頃	③補助金の交付申請	補助金の交付申請を提出し内容が適当であると確認された場合、補助金の交付が決定されます。
7月頃	④事業着手	工事に関する契約や工事着手は、交付決定後になります。
翌年 1月頃	⑤事業完了	移転事業の完了後、5日以内の実績報告書を提出します。
1～2月	⑥補助金額確定、支払	実績報告書の審査後、移転事業が適正であると確認された場合、補助金の支払われます。

5. 注意事項

- (1) 補助金の申請者は、危険住宅や移転先住宅の所有者（同一世帯の方も含む。）で、危険住宅から移転する方が対象となります。
- (2) 移転事業の対象となる危険住宅は、原則として除却しなければいけません。また除却後の跡地には、住居の用に供する建物は建築できません。
- (3) 移転事業の対象となる移転先住宅は、原則市内に存するものである必要があります。また、一定基準以上の建築物エネルギー性能基準に適合する必要があります。
- (4) 補助金の交付決定後、事業の内容や補助金額の変更、また事業を中止する場合は、改めて申請が必要となりますので、建築行政課へ連絡して下さい。
- (5) 事業が完了した際、実績報告書を提出して頂きます。添付書類として、工事に要した契約書、請求書、領収書、金融機関との融資契約書、建築基準法の確認済証、検査済証、登記簿謄本等が必要となりますので、大切に保管しておいて下さい。

申請窓口・問い合わせ先

新潟市建築部建築行政課(担当:建築行政係)
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル6階
TEL:025-226-2837(直通) FAX:025-229-5190

新潟市 がけ地

検索